令和７年度　第２回静岡市健康福祉審議会　議事録

１　日　　時　　令和８年２月６日（金）午後７時 15 分～午後８時 15 分

２　開催場所　　静岡市役所・静岡庁舎　本館３階　第一委員会室

３　出 席 者　　東野　定律　委員長、天野　育子　委員、安藤　千晶　委員、江原　勝幸　委員、梶山　香緒利　委員、狩野　直子　委員、清野　文雄　委員、久保田　明　委員、佐々木　隆志　委員、鈴木　研一郎　委員、鈴木　榮　委員、田宮　縁　委員、冨安　眞理　委員、西田　泰子　委員、畑田　響　委員、服部　邦子　委員、松浦　まり子　委員、三重野　隆志　委員、溝口　功一　委員、宮下　友美恵　委員、望月　亮　委員、森下　健二　委員、八木　志保美　委員、山本　勝利　委員

４　事 務 局　　保健福祉長寿局長　山本　哲生、保健衛生医療統括監　千須和　健一、保健福祉長寿局次長　松下　龍一、健康福祉部参与兼健康づくり推進課長　長田　敬子、参与兼福祉総務課長　近江　一禎、障害福祉企画課長　寺田　和弘、参与兼障害者支援推進課長　清水　一弘、高齢者福祉課長　杉田　文昭、参与兼介護保険課長　平林　則彦、地域リハビリテーション推進センター所長　岡本　恵、局理事兼地域支え合い推進部長　内舘　友理、参与兼地域包括ケア推進課長　酒井　真、安心感がある温かい社会推進課長　田中　寛規、保健衛生医療部長　杉山　智彦、参与兼保健衛生医療課長　降矢　雄貴、参与兼保健所総務課長　原田　康弘、参与兼感染症対策課長　海野　将利、精神保健福祉課長　吉引　裕、こども未来局長　萩原　祥古、こども未来局次長　岡本　裕治、子育て教育政策監　萩原　智美、参与兼こども未来課長　浅沼　都、こども若者応援課長　飯田　浩史、幼児教育・保育支援課長　松世　昌紀、こども園運営課長　宇佐美　哲也、こども家庭福祉課長　久保田　哲史、児童相談所長　安井　悟一、葵区副区長兼葵福祉事務所長　本野　雄一郎、駿河区副区長兼駿河福祉事務所長　片井　真則、清水区副区長兼清水福祉事務所長　藤原　融作

５　議事　　１　開会

２　議事

（１）報告事項（専門分科会における調査審議について）

ア　高齢者保健福祉専門分科会、介護保険専門分科会（高齢者福

祉課、介護保険課）
イ　地域福祉専門分科会（福祉総務課）
ウ　健康づくり専門分科会（健康づくり推進課）
エ　児童福祉専門分科会（こども未来課）
オ　児童福祉専門分科会児童処遇審査部会（児童相談所）
カ　民生委員審査専門分科会（福祉総務課）
キ　身体障害者福祉専門分科会（地域リハビリテーション推進センター）
（２）周知事項
ア　令和８年度主要事業について
イ　令和７年度 第３回 健康福祉審議会の書面開催について
３　保健福祉長寿局長挨拶
４　閉会

５　議事内容
〇司会　定刻となりましたので、ただいまより、「令和７年度 第２回 静岡市健康福祉審議会」を開催いたします。審議会委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、福祉総務課の荒井と申します。よろしくお願いいたします。

まず、健康福祉審議会とは、静岡市健康福祉基本条例第 16 条の規定に基づき設置している審議会で、健康福祉の推進に関する事項等を調査する審議会です。また、社会福祉法第７条に規定されている、法令必置の機関である地方社会福祉審議会を兼ねており、社会福祉審議会は、社会福祉に関する事項及び児童福祉に関する事項を調査審議する会となります。

本日お集りの委員の皆様の任期は静岡市健康福祉審議会条例第４条第１項の規定により令和９年３月 31 日までとなります。皆様には、来年度も引き続き健康福祉に係る調査審議に携わっていただきます。

ではまず、本日机上にご用意いたしました資料の確認をお願いいたします。右上に資料１とあります、次第、席次表などを綴じた資料、資料２、静岡市第４次総合計画の見直しに関する資料、資料３、関係条例等をお配りしております。資料に不足や、落丁などございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、本日ご都合により、静岡県弁護士会・青木皓平委員、静岡県立大学・森本達也委員が欠席でございます。欠席の委員には、後日事務局から資料をお渡しいたします。

本日の日程でございますが、お手元の次第のとおりに順次進め、閉会は午後８時 30 分ごろを予定しております。

なお、本日の出席委員は、委員数 29 名のうち現在 24 名で、過半数を超えておりま

すので、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。
　それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。ここからの進行は、審議会条例第５条第５項の規定により東野委員長にお願いいたします。東野委員長、よろしくお願いいたします。

○東野委員長　それでは、早速進めて参りたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。
　議事（１）報告事項に移ります。今回は、分科会からの報告及び来年度に向けた周知事項が２件ございます。
　まずは、「専門分科会等における調査審議について」の報告です。８つの各専門分科会・審査部会の報告をいただいた後、まとめて質問をお受けするというかたちにさせていただきたいと思います。まず、資料１、５ページ「専門分科会等における調査審議について」をご覧ください。
　今年度開催実績のあった６つの分科会と２つの審査部会の今年度の審議についてご報告いただきます。各分科会における調査審議をまとめた資料は、６ページから１５ページにまとめられていますので、各分科会長等から簡単にご紹介いただいた後、資料に沿って、分科会事務局を担う各課長等からご説明をお願いしたいと思います。
　それでは、初めに、高齢者保健福祉専門分科会・介護保険専門分科会について、をお願いします。今年度は、高齢者保健福祉専門分科会長・私東野、介護保険専門分科会長・冨安委員のもと審議いただきました。
　なお、今年度、両分科会は別に開催いたしましたが、審議・報告の内容が類似していること、また次年度は計画策定の年にあたり両分科会を合同で開催する予定であることから、まとめて報告いたします。介護保険専門分科会長の冨安会長からご紹介いただいた後、高齢者福祉課から説明をお願いします。

○冨安委員　介護保険専門分科会長の冨安です。よろしくお願いします。それでは資料１、６ページをご覧ください。今年度は高齢者保健福祉専門分科会・介護保険専門分科会をそれぞれに開催し、「第 11 期高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定に向けた実態調査」について、国、県の質問項目に市の独自項目を加えた質問項目について審議しました。高齢者保健福祉専門分科会では、「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」の成果指標について、成果指標の設定方法の協議を行い、介護保険専門分科会では、「第９期介護保険事業計画」について、「要介護（要支援）認定者数、介護サービス種類別の給付実績や分析結果等の進捗状況の報告を受けました。協議、報告の詳細は、事務局から説明いたします。では、高齢者福祉課長、よろしくお願いいたします。

○事務局（杉田課長）　高齢者福祉課長の杉田でございます。よろしくお願いいたし

ます。それでは着席にて失礼させていただきます。高齢者保健福祉専門分科会及び介護保険専門分科会における、今年度の審議、報告事項と、来年度の取組予定について、事務局を代表しまして、ご説明いたします。

まず、今年度の分科会についてです。３つの事項について協議及び報告をいたしました。お手元の資料１、６ページをご覧ください。一つ目は、１（１）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた実態調査の実施についてです。お手元の資料にあります、進捗スケジュールをご覧ください。高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画は、老人福祉法および介護保険法より３年を１期として一体的に策定するよう定められた計画であり、赤枠で囲んであります、令和８年度に次期計画の策定を行います。そこで、計画策定の基礎資料としての活用を目的として、介護予防日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査を昨年 12 月に実施しました。分科会では、この調査が市民の実態を把握する効果的な調査となるよう、質問項目の内容や回答の選択肢についてご協議をいただきました。

二つ目は、１（２）静岡市健康長寿、誰もが活躍のまちづくり計画のうち、高齢者保健福祉計画の成果指標についてです。本計画は、掲載事業ごとに成果指標が設定されておりますが、その成果を適切に把握できる指標となるよう、専門的な立場からご協議をいただきました。

三つ目は、１（３）第９期介護保険事業計画進捗状況報告についてです。介護保険事業計画は、認定者数や給付費など、国の手引きに基づき、進捗を管理し、外部関係者へ共有することが求められています。分科会では、第９期介護保険事業計画の進捗状況について、概ね計画通りに進んでいることをご報告いたしました。

続いて２、令和８年度の取組についてです。資料１、７ページをご覧ください。来年度の取組事項として、一つ目に、（１）実態調査の結果報告をする予定です。先ほど申し上げました２つの実態調査について、ただいま回答結果を集計中であり、分析を加えた上で、分科会へ報告する予定でございます。そして、この調査結果を基に『次期「高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定」並びに「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」の進捗状況の中間評価及び見直し』を行い、分科会にてお諮りする予定です。これらが資料の（２）（３）の取組事項です。

また、（４）にありますように、第９期介護保険事業計画については、継続して進捗管理を実施し、その状況を分科会にて報告する予定でございます。説明は以上になります。

〇東野委員長　ありがとうございました。それでは次に、地域福祉専門分科会について、をお願いします。今年度は地域福祉専門分科会会長・江原分科会長もと審議いただきました。分科会長からご紹介いただいた後、分科会所管課から説明をお願いします。

○江原委員　地域福祉専門分科会長の江原です。今年度は地域福祉専門分科会を２回開催し、第４次静岡市地域福祉計画について、静岡市重層的支援体制整備事業について審議いたしました。審議の内容については所管の福祉総務課から説明をいたします。福祉総務課長お願いいたします。

○事務局（近江課長）　福祉総務課長の近江と申します。よろしくお願いいたします。資料８ページをお願いいたします。

ただいま江原会長からもお話がありましたとおり、令和７年度の地域福祉専門分科会につきましては、２つの事項についての審議をさせていただきました。１点目の第４次静岡市地域福祉計画についてです。第１回の分科会では、前期計画に掲載されている事業の進捗管理を行うため、令和６年度の各基本目標達成状況の確認および187の事業の評価を実施いたしました。また計画の基本目標ごとに総合評価シートを作成し、結果についての審議を行いました。委員からは、「事業の実施状況だけではなく、その効果についても記載すべきではないか」といった意見が挙げられたことを受けまして、令和８年度の目標設定からは、アウトカム指標を追加するため、現在各個別事業の所管課と調整を行っているところです。また、その他いただいたご意見は、各事業所管課に照会を行い、回答を取りまとめた上で、委員に報告いたしました。

第２回の分科会では、令和８年度末をもって前期実施計画の期間が終了することから、令和９年度からの後期実施計画の策定方針やスケジュール等について説明いたしました。委員からは、「アウトカム指標の設定にあたり、事業ごとではなく、基本目標の達成に繋がる成果指標が必要ではないか」といったご意見をいただきましたので、専門分科会でのご意見を踏まえ、実施計画の策定を進めてまいります。

２点目の、重層的支援体制整備事業についてです。この事業は複雑化・複合化した困りごとや支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を目的とする事業であり、本市では令和６年度から本格的に実施をいたしております。第１回専門分科会では、重層的支援体制整備事業の実施状況や、福祉総務課が開催する重層的支援会議・支援会議の実績を報告したほか、令和６年度の専門分科会におきまして、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を柔軟に達成するよう意見が挙げられたことを受け、令和７年度から重層的支援会議の開催事例以外にも、アウトリーチを通じた継続的支援事業を活用し、地域における困難事例の把握を行うよう変更したなどの変更点を説明いたしました。

第２回専門分科会では、本市が策定する重層的支援体制整備事業の実施計画の改正に関する審議を実施いたしました。既に策定されている計画には、事業の評価や検証を行うための指標が盛り込まれていなかったため、専門分科会にて実施計画の改正案を示し、評価指標や評価時期に関する説明を行いました。委員からは「支援対象者の参加の場合やサービスなど支援の出口となるものを創出できるような指標が必要ではないか」といったご意見をいただきましたので、専門分科会でのご意見を踏まえ、実

施計画の改正を進めてまいります。
　令和８年度は、令和９年度から始まる地域福祉計画の後期実施計画の策定準備を実施する予定です。第２回分科会にいただいたご意見や健康計画の進捗や課題を整理し、事業関係者のご意見を踏まえながら、具体的な内容の検討を進めてまいります。また、重層的支援体制整備事業につきましては、令和８年度初回の専門分科会にて、改正後の重層的支援体制整備事業実施計画を示し、ご報告させていただく予定です。説明は以上です。

〇東野委員長　ありがとうございました。それでは次に、健康づくり専門分科会について、ご説明をお願いします。今年度は、健康づくり専門分科会長・森本委員のもとご審議いただきました。本日は欠席ですので、分科会所管課からご説明をお願いしたいと思います。

〇事務局（長田課長）　健康づくり推進課の長田と申します。よろしくお願いいたします。本日は森本会長が欠席のため、事務局より説明させていただきます。資料１、９ページをご覧ください。健康づくり専門分科会は、静岡市の健康増進計画である静岡市健康欄計画の推進に関することを審議しております。まず１、令和７年度健康づくり専門分科会についてです。今年度、健康づくり専門分科会は２回開催いたしまして、２つの事項について審議および報告させていただきました。
　一つ目は（１）健康爛漫計画第３次登載事業の進捗管理についてです。第３次計画登載事業の令和６年度事業評価と、令和７年度実施計画について審議いただきました。計画に登載されている 225 事業のうち、Ｓ評価である目標値の 105%以上を達成した評価が高い事業について、取組を報告しました。特に、1 回目の会議で分科会からいただいたご意見をもとに、量的な評価に加え、質的な評価を行っている取組や、前年度の評価から改善を意識した今年度の事業展開について報告し、改めて分科会からご意見をいただきました。
　また、第３次計画から新たに追加された、基本的な方向の一つであるライフコースアプローチを踏まえた健康づくりについて協議を行い、委員の皆様からは、若い世代の注目を集めるＳＮＳの活用や、市内のホームタウンチームとの共同、企業との連携などにおいてさらなる展開を求めるご意見をいただきました。一方、ＳＮＳの活用については、スマートフォンの操作や利用状況に格差がある高齢者層への対応についてのご意見もいただきました。今後も事業評価の質を高め、改善を意識した取組を推し進め、さらなる計画の推進に繋げてまいります。
　２点目は（２）地域職域連携の推進についてです。働き盛り世代への取り組みをさらに進めるために、静岡市民の健康状態に関するデータの報告や、当該データを分析して抽出した静岡市の健康課題について、関係機関、関係課と共有した結果、検討されている具体的な取組を整理し、報告しました。そして、地域と職域との連携方法に

ついて協議しています。委員の皆様からは、今後の取り組みにつきまして、「働き盛り世代の方は、業務時間内や通勤時間に健康づくりができるような工夫が良いのではないか。」「働き盛り世代は忙しい中、健康に関心を持つのが難しい傾向がある。その世代よりも手前の幼少から学生時代にかけて、自身の健康と向き合う心構えを伝えていけるとよい」、そういった具体的なご意見をいただきました。

次に、２、令和８年度の取組についてです。健康爛漫計画登載事業の令和７年度事業評価および令和８年度事業計画について審議をするほか、引き続き市民の自主的な健康づくりの促進や、働き盛り世代への取組を進めるための地域職域との連携方法について協議いただく予定です。審議内容の報告は以上です。

○東野委員長　報告ありがとうございました。それでは次に、児童福祉専門分科会について、お願いします。昨年度は児童福祉専門分科会長・田宮委員のもとご審議いただきました。分科会長からご紹介いただいた後、分科会所管課からご説明をお願いしたいと思います。

○田宮委員　失礼いたします。今年度はこども誰でも通園制度の設置認可等に係る意見聴取や保育所等の設置認可に係る意見聴取、そして静岡市子ども・子育て・若者プランの進捗管理、などについて審議いたしました。審議内容につきましては、所管のこども未来課から説明いたします。浅沼課長、よろしくお願いいたします。

○事務局（浅沼課長）　児童福祉専門分科会の事務局・こども未来課の浅沼です。よろしくお願いいたします。令和７年度の審議内容および令和８年度の取組についてご報告いたします。令和７年度の児童福祉専門分科会ですが、大きく３点の内容を議題としてご意見をいただきました。

１点目は（１）こども誰でも通園制度の設置認可に係る意見聴取についてです。今年度における乳児等通園支援事業の概要について説明を行った上で、実施施設である５施設の認可について意見聴取を行いました。

２点目は（２）保育所等の設置認可等に係る意見聴取です。子ども・子育て支援法に基づき、特定教育保育施設について 29 件定員変更等に係る意見聴取を行いました。内容につきましては資料に記載いたしましたので、そちらをご参照ください。

３点目です。（３）静岡市子ども・子育て・若者プランの進捗管理についてです。当該プランについて、令和６年度の実績等を踏まえ達成状況の点検評価を行いました。

続きまして、資料 11 ページをご覧ください。令和８年度の主な取組については、静岡市子ども・子育て・若者プランについて、令和６年度の事業実績を踏まえた点検評価を行うほか、第３期静岡市子ども・子育て支援事業計画に基づき、特定教育保育施設および特定地域型保育事業における保育所等の設置認可等の意見聴取を行います。また、令和８年度をもって計画期間が満了します、静岡市子ども・子育て・若者プラ

ンについて、令和９年度を始期としている次期計画を策定するために、計画内容等の意見聴取を行う予定です。説明は以上です。

〇東野委員長　ありがとうございました。それでは次に、児童福祉専門分科会児童処遇審査部会について、をお願いします。今年度は児童処遇審査部会長・西田委員のもと審議いただきました。審査部会長からご紹介いただいた後、審査部会所管課から説明をお願いします。

〇西田委員　今年度、児童処遇審査部会は児童福祉法に基づく法定事項が３点あります。これらについて審議を行いました。児童相談所の処遇方針と児童・親権者の意見が相違し、処遇が困難な事案。あるいは、措置又は措置解除後の対応について、法律や医療等の専門的意見を必要とする事案。そして里親の認定についてです。詳しくは事務局からお願いします。

〇事務局（安井所長）　児童相談所の安井です。それでは児童処遇審査部会から報告させていただきます。資料１の 12 ページをご覧ください。最初に審査部会の概要ですが、児童処遇審査部会の委員は、児童処遇審査部会事務処理要領のもと、学識経験者、施設長、学校長、弁護士、医師の５名で構成し、（１）に記載の事項を審議しております。次に、今年度の審議結果ですが、令和７年度は部会を３回開催し、箇条の内容の審議をしてまいりました。３回目につきましては、３月５日の開催のため、資料提出時点での審議予定の内容を記載しております。

まず、付議事項のうち、里親の認定についてですが、最下段の計のとおり、養育里親１件、養子縁組里親１件、そして養育里親と合わせて同時に養子縁組里親の認定申請４件、親族里親１件の計７件について審議をいたしました。いずれも里親として適当と認められることから、全ての案件についてこれを認定しております。この結果、令和８年１月末現在の静岡市の里親登録数が 119 世帯、220 人となっております。

付議事項のうち、里親家庭で起こった被措置児童等虐待事例については、児童の措置変更の要否を検討するにあたり、委員から意見をいただきたく付議事項として審議を行いました。委員の皆様からは、里親の行った暴力行為については容認できないが、里親への指導結果や児童の特性を踏まえ、措置変更の要否については検討するよう意見をいただいております。

次に、報告事項ですが、表最下段の計のとおり、家庭裁判所の承認申立事例２件、児童虐待重大事案の発生については１件、裁判事例１件、被措置児童等虐待事例１件にて報告をいたしております。報告事項のうち、児童虐待重大事案につきましては、母の知人から暴行を受け、全治２ヶ月の重傷を負った件について報告しております。

次に、家庭裁判所への承認申し立て事例につきましては、児童福祉法 28 条の規定に基づく、親の同意のない施設入所措置について２件報告いたしました。

次に、裁判事例につきましては、心理的虐待事案で、継続指導していた家庭から継続して提起されている複数の損害賠償請求事件について、裁判の進捗状況について報告いたしております。

次に、被措置児童虐待事例は、市外に設置されている児童自立支援施設において、静岡市が措置している児童が被害を受けた事案となっております。部会資料作成時には調査中であったことから、口頭にて報告しております。児童処遇審査部会からの報告は以上でございます。

〇東野委員長　ありがとうございました。次に、民生委員審査専門分科会について、をお願いします。今年度は民生委員審査専門分科会長・三重野委員のもと審議いただきました。分科会長からご紹介いただいた後、分科会所管課から説明をお願いします。

〇三重野委員　はい、ただいまご紹介いただきました、民生委員審査専門部会長の三重野でございます。今年度は民生委員・児童委員の一斉改選の年でありまして、全ての委員の任期満了を迎えまして、仕事の更新等が一斉に行われるような年度でございました。単年の任期が 11 月 30 日に終了して、そして 12 月 1 日から新しく始まりました。これに伴いまして、本分科会では 1000 人を超える候補者についての審査を行いました。多数の案件を取り扱うにあたりまして、本分科会委員の皆様をはじめ、推薦に関わる自治体などの関係者、所管課等の連携のもとに審議を進めてまいりました。それでは所管課である福祉総務課から説明をお願いいたします。

〇事務局（近江課長）　福祉総務課の近江です。民生委員審査専門分科会の資料について説明をさせていただきます。14 ページをお願いいたします。まず、資料の下段から説明をさせていただきます。

第１回の健康福祉審議会でもお伝えしましたとおり、当民生委員審査専門分科会については、民生委員法及び社会福祉法に基づき設置される機関で、民生委員の推薦に係る適否の審査や、職権解嘱を行う場合の審査を行います。

本市では、民生委員・児童委員の一斉改選時以外において、静岡市民生委員推薦会から全会一致で適任と認められた候補者に関しましては、民生委員審査専門分科会での審議を省略する運用を行っております。

それでは、上段に戻りまして（１）の民生委員・児童委員候補者の推薦に係る審査についてご説明いたします。先ほど会長からもご説明がありましたとおり、本年度は全委員の任期が終了することに伴う一斉改選が実施されました。そのため、候補者の審査を行うために、本分科会による審査を８月、11 月と２回実施いたしました。詳細は記載のとおりですけれども、８月に 1,084 名、11 月に 34 名の候補者を審査し、いずれも全会一致により「適任である」と判断されました。なお、推薦後に辞退された

方が合計８名ございましたので、最終の候補者数は、地区担当委員が 996 名、主任児童委員が 114 名、合計で 1,110 名でした。また、解嘱につきましては、民生委員・児童委員からの辞職願い出以外に、解嘱に関する事由はなかったため、本分科会は開催されておりません。

次に、２の令和８年度の取組予定についてです。令和８年度は一斉改選後の年度となるため、委員交代や欠員地区の候補者に係る推薦審査及び、解嘱に係る審査が必要な場合に、本分科会を開催する予定です。以上でございます。

〇東野委員長　ありがとうございました。最後に、「身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について」をお願いします。今年度は分科会長兼審査部会長・溝口委員のもと審議いただきました。審査部会長からご紹介いただいた後、審査部会所管課から説明をお願いします。

〇溝口委員　障害程度審査部は、身体障害者障害程度審査、それから 15 条指定医師および指定自立支援医療の指定の審査を行うとともに、審議や情報共有を行うため年２回会議を開催しております。詳細は地域リハビリテーション推進センターの所長から説明していただきます。

〇事務局（岡本所長）　地域リハビリテーション推進センターの岡本です。それでは身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会について、お手元の資料の 15 ページをご覧ください。項目の１、令和７年度の部会について報告します。本部会では、身体障害者の障害程度に関すること、障害者手帳の交付に係る医師の指定に関すること、自立支援医療を担当する医療機関の指定に関することなどについて審議することとなっております。（１）の審査についてですが、令和７年 12 月末時点で、身体障害者手帳障害程度の審査が 1,917 件、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定の審査が 13 件、自立支援医療機関の指定審査が 41 件ご審議いただきました。

次に（２）障害程度審査部会会議についてですが、記載のとおり２回開催しております。それぞれの会議では身体障害者手帳審査状況、そして第 15 条第 1 項に規定する医師の指定、および自立支援医療機関の登録状況について報告するとともに、第 1 回会議では、身体障害者手帳の交付を希望する市民が適切に指定医の診断を受けられるようにするため、市ホームページに指定医師が在籍する医療機関リストなどを掲載したことの報告を行い、また第２回会議では、第 15 条第 1 項に規定する医師、そして自立支援医療機関の指定に関する事務手続きのオンライン化について、委員からご意見を伺いました。

続きまして、15 ページ、２、令和８年度の取組ですが、（１）各審査の諮問を毎週実施していきます。（２）障害程度審査部会会議を６月、12 月の年２回開催を予定しております。説明は以上です。

○東野委員長　ご説明ありがとうございました。では、６つの専門分科会と２つの審査部会の報告について、委員からご質問・ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかかでしょうか。

○望月委員　では、誰もいないようですのでよろしいでしょうか。歯科医師会の望月です。専門外の事で見当違いな質問だったらご容赦いただきたいのですが、民生委員審査専門分科会の福祉総務課にお伺いしたいです。私、昨日地域包括支援センターの運営協議会の会議に出たのですが、今年大規模な改選が行われて、新しい民生委員さんが大量に選任され、その民生委員さんに対して地域包括支援センターが一から地域包括支援センターとは何かといったレクチャーを行っており、包括支援センターが非常に負担になっているとまでは言わないですけれども、そういったお話を伺いました。例えば連合自治会長さんのようなえらい方から、包括支援センターがやるように言われるということで、負担になっているという見方もできようと思います。そこで、委員さんに民生委員・児童委員の担当課はどこなのかと聞いたら福祉総務課だというお話でした。今回のご報告は審査に関することなので少し見当はずれですが、新任の民生委員さんに対するお仕事のレクチャーや指導をどのようにされているのか教えていただきたいです。

○事務局（近江課長）　ありがとうございます。今回の改選に伴いまして、いま委員からお話があったように、新たに委員に就かれた方が約 400 名以上いらっしゃいまして、３分の１以上が入れ替わったような形です。そういった新任の委員の方たちには新任委員向けの研修を一斉改選ごとに実施しておりまして、その中でいろいろな福祉に関する民生委員さんの役割ですとか、いろんな関係機関との関係性などといったことは学んでいただいておりますけれども、今いただきました地域包括支援センターは地域にとって公的機関となるところの関係性で一番大事だと思いますので、今いただいたご意見を踏まえて、研修に活かしていきたいと思います。また新任研修が終わりました後の中堅研修でステップアップをしていくという、段階に応じた階層ごとの研修も実施しております。また新任委員を引っ張っていただく地区会長・副会長を対象とした研修なども実施しているところです。

○望月委員　どうもありがとうございます。

○東野委員長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員　静岡手を繋ぐ育成会副会長の佐々木でございます。質問したいところは 12 ページ・13 ページの児童福祉専門分科会の児童処遇審査部会です。里親認定な

ど非常に貴重な資料ありがとうございました。ここには出ていませんが、近年の児童虐待などいろいろありまして、本当に緊急性のある場合は、児童相談所の方で親元から離して一時保護を行うと思います。しかし、一時保護を行った場合、小学生・中学生であれば保護を優先するので、一時保護期間中は、学区の小学校・中学校に行けないんですよね、全国的に。義務教育なのに、家で保護者に虐待されていて、児童相談所の一時保護で措置されると、そこでは教育を受けられないという現状が、かなりあると思うんです。この辺の実態がどうなっているのかなっていうことと、全国平均で１校 30 日くらい、その期間ってその学ぶ機会は完全になくなってしまうので、この大事な時期に大きな人生の空白ができてしまうということで、去年暮れに文部科学省とこども家庭庁と厚生労働省に掛け合い、緊急申出書を出しました。文科省もそれを認めています。しかし、措置を優先した厚労省もこども家庭庁だということで、こども家庭庁の方に緊急要望書を出したんですよ。これってなんとかなんないのかなといつも思うんですよ。１日 24 時間、どんどんその教育の空白が出てきて、各都道府県の自治体によっては、教員を異動派遣したり、いろいろやっているところもあるんですけど、このような事態はいかがなものでしょうか、そちらをちょっと質問します。非常に大きな問題であるということで、すいません。

○事務局（安井所長）　児童相談所の安井です。基本的に、最近の傾向としては学習の機会はできるだけ作るべきだということになっております。また一時保護所には、学習指導員、小学校の元教員、中学校の元教員が、学習カリキュラムなどその子に応じた形で学習できるように一時保護所で過ごしてもらっています。学校への登校についても、虐待の案件で子供が学校に行ったりしたときに、制裁のおそれ等があるものについては、なかなか学校に行かせることができないところもあるんですが、中には親御さんが病気ですとか、擁護者不在で学校に行っても取り下げるリスクのないものについては、できるだけ学校に行かせたいと考えているところです。ただ、一時保護所の中でやはり１ヶ月程度過ごして退所されているお子さんもいるので、子供もその一時保護所で行動観察等をする必要があり、学校に行くことが難しいというところもあります。全国的にもその学校に行かせるべきという話も出ておりまして、職員も限られているところですので、そういったことについてはできるだけ学校に行かせる機会を設けたいと児童相談所としても考えておりまして、今後の課題だと思っております。

○佐々木委員　　議長いいですか。貴重なご意見本当にありがとうございました。文科省でもこども家庭庁でも「できるだけ学校教育の機会を与えるべき」と同じような回答をしていました。しかし、「できるだけ」じゃない、義務教育なんです、やらなければいけないんです。子供は社会の事情でそこに入っているんです。社会が、組織がそれを保障してあげなければ、子供の自主性も必要かもしれませんけども、必要な事

業を必ず整備しなければならない、これはマストだと思うんです。だって親が子供を学校に通わせなければいわば違反なのに、行政がそれを長い間やっているというのは、本当に事も深刻だと思います。「できるだけ」とみんな言いますが、「できるだけ」じゃない、義務教育です。考えてみてください、３年生・４年生になったら２日、３日、１週間休んだだけでどれだけ遅れると思いますか。しかも30日間平均で休むでしょ。しかしほとんどは学校に行かなくなる、不登校なんです。だから、学校を変えなければならないんです。しかももっと言えば夫のDVなどで母親が離れている場合は、夫が子供を養育してないのに児童手当がどんどん払われているという現実が山ほどあるんです。ということで、行政はやらなければ駄目なんですよ。それくらい真剣に子供の福祉とか教育ということをこれだけの専門家で守っていかなければ駄目です、はっきり言って。以上です。

○事務局（安井所長）　ありがとうございました。児童相談所でも、やはり一時保護所にいるお子さんについては、既に家庭で生活ができないというところで、福祉的に損なわれる部分もありますので、できるだけ子供に沿った形で対応していきたいと思います。

○佐々木委員　ありがとうございました。

○東野委員長　ありがとうございました。ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○天野委員　市民委員の天野と申します。同じく、民生委員審査専門分科会の福祉総務課に質問させていただきたいと思います。今年度一斉改選がありまして、1110名の方がいらっしゃるということですけども、充足率はどの程度なのかをお聞きしたいのと、地区担当というのがあると思いますが、場所によっては団地が一斉になくなってしまったとかもあったりしますが、地区担当の調整というのはどちらが行っているのかをお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○事務局（近江課長）　ありがとうございます。まず充足率につきましては、前回の改選時は95.7％だったものが、今回の改選では91.6％に低下しております。全国的にも同様の傾向でありますけれども、政令市の平均では、92.6％から89.9％、全国平均ですと93.7％から91.7％となっており、市としては平均よりは若干良いという位置づけです。改選後の直近の数字では93％まで上昇しているところです。地区ごとの担当の調整ですけれども、これにつきましては、各地区の会長をはじめとして地区内において、例えばマンションが建って対象となる世帯が特定の地区に増えたなど、そういった事情などを加味しながら調整をしていただいております。以上です。

○天野委員　ありがとうございました。

○東野委員長　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。それでは、他に質問等無いようですので、各専門分科会・審査部会において付託案件を適正に審議したことを、全体会として確認したことといたします。それでは次の記事に移りたいと思います。議事（２）の周知事項に移りたいと思います。初めに、「令和８年度　主要事業等について」です。資料１、16ページに、こども未来局および保健福祉長寿局主要事業の一覧を記載しています。事務局から説明をお願いします。

○事務局（海野課長補佐）　福祉総務課の海野と申します。説明させていただきます。よろしくお願いします。資料１、16ページをご覧ください。令和８年度の主要事業は、資料に記載のとおり、こども未来局及び保健福祉長寿局ともに６件を予定しております。なお、今回報道発表前のため、事業内容の説明は控えさせていただきまして、事業名のみの報告とさせていただきます。各事業の詳細については、報道発表後に改めて各委員の皆様に資料を送付いたしますので、そちらをご覧ください。

また、併せて令和８年度の組織機構改正につきましても、同じく報道発表前のため、詳細につきましては後日資料を送付させていただきます。ご了承ください。

○東野委員長　ありがとうございました。続いて、周知事項の２点目に移ります。今年度の全体会について、連絡事項がございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（海野課長補佐）　資料１、17ページの「令和７年度　第３回　健康福祉審議会の書面開催について」をご覧ください。全体会の第３回を、令和８年３月に書面による開催を予定しております。審議内容といたしましては、静岡市健康福祉基本条例第８条に基づいて策定している「静岡市健康福祉基本計画」について見直しを行うにあたり、委員の皆様の意見を頂戴するものです。意見聴取につきましては、同条例８条４項により「基本計画を変更するときは、あらかじめ健康福祉審議会の意見を聴かなければならない」と規定されております。静岡市では４次総の中の、「健康福祉に関する分野別計画」を健康福祉基本計画として位置付けております。現在、静岡市全体では「静岡市第４次総合計画」の、分野別計画の政策内容を中心に見直を行っていることから、併せて基本計画の見直しも行うということになります。以上から、全体会の第３回を開催させていただきます。

なお、参考資料として、資料２の１ページから３ページには、第４次総合計画の見直しにあたり、パブリックコメントを実施した際のチラシ、５ページ以降には、「健康福祉に関する分野別計画」の見直し案を掲載しております。第３回の書面会議では、見直し後の分野別の政策を、引き続き健康福祉基本計画として位置付けてよいか、皆

様に意見を聴取させていただきます。
　書類の発送は３月中旬を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○東野委員長　ありがとうございました。３月は書面開催ということですが、資料等発送されたのちに委員の皆様方の意見を書面で集めるということですので、よろしくお願いしたいと思います。
　事務局のほうには私の方からお願いをしたいと思いますが、書面ですので、質問等あれば丁寧に説明をしてあげながら不明な点をできるだけなくしていただきたい。平場ではご質問をいただいて、その場で回答をして、皆で共有しやすいと思いますが、昨今の生活では説明の前に決めてしまう、選挙もそうですけど、ほぼ決まっている内容で同意を求められても、と思うこともあったりします。そういう意味でも丁寧な説明を、これは委員だけじゃないとは思いますが、市民の方々へ経緯を説明しながら理解を深めていき、そして意見をいただくというプロセスは大事かなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。
　はいそれでは本日の議事は全て終了ということになります皆様方のご協力をいただき、無事を終えることができました。それでは司会の方に進行をお返しします。

○司会　東野委員長、ありがとうございました。今年度の全体会は、対面での開催が本日で最後となります。１年間の審議調査における御尽力に感謝いたしまして、保健福祉長寿局長よりご挨拶を申し上げます。

○山本保健福祉長寿局長　保健福祉長寿局山本と申します。本日も皆様から貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より、本市の市政運営にご理解ご協力賜りまして、重ねてお礼申し上げます。
　今説明ありましたように、実質的には今日で皆様にお集まりいただくのは最後でありますので、少しだけご報告をさせていただきます。資料の説明にもありましたけれども、静岡市役所全庁的に、静岡市総合計画の見直しに取り組んでいるところです。これは静岡市の最高上位の計画になります。この計画は、難波市政が始まって３年目ですけれども、静岡市が他の政令市と比較して厳しい人口減少局面にあるというところを踏まえまして、今こうした課題に向き合って、目下これからやることは何なのかというところを一生懸命計画の見直しを図っているところです。今日我々出席させていただいている保健福祉長寿局こども未来局につきましては、健康福祉分野と、こども子育て支援分野を担っているわけですけれども、まず健康福祉分野について、我々の課題認識としましては、福祉に関する困りごとというのは、年々複雑化・複合化しておりまして、それを解きほぐすのが大変な中で、それを支えるための地域の繋がり

の希薄化、担い手不足ということも大きな課題だというふうに認識しています。そういったことで、今までのような縦割り行政ではなく、横串を刺しながら、相談支援機能の強化や、高齢者分野におきましては、我々たくさんの健康寿命延伸のための介護予防事業をやっているんですけれども、もう少しそれを縦軸横軸で考えて、どうすれば効果的に進められるのかということを考えながら、政策の中に盛り込むべく検討しているところでございます。

また子ども子育て分野におきましては共働き世帯の増加による仕事と育児の両立困難、子育て費用の増大による経済的不安、子育て世帯の悩みや不安は深刻です。さらに貧困、虐待など、様々な困難を抱える子どもも増えています。こうしたことから、病気の子どもを預けられる取組、子ども医療費の助成やヤングケアラーを支援する取組等を実施することで、全ての子どもが健やかに成長し、若者が夢や希望を持てる、そして保護者が不安なく子育てできるまちの実現に取り組んでいくべく、今この政策を検討するところです。

ただ、こういった取組は当然ながら市役所だけでできるものではございません。市長がよく言う言葉ですが、社会の大きな力と世界の知、こういったものと共に一緒になってご協力いただきながら、社会課題、そして市民の皆さんが安心して過ごせるまちを作っていくというところで取り組んでいます。そういう意味におきましても、委員の皆様のご協力、ご指導ご鞭撻が大変重要になりますので、ぜひ引き続き我々行政に対してご意見をいただけるよう、ご協力いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては本年度1年間大変お忙しい中、所属される分科会そして、全体会へご出席いただきまして心より感謝申し上げます。いただいたご助言を踏まえまして、各種計画の推進、そして市政運営に取り組んでまいりますので、引き続き皆様の専門家としてのお立場から、また現場目線・市民目線でのご意見ご助言をいただきまして、本市福祉行政、そしてこども行政への一層のご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。1年ありがとうございました。

○司会　ありがとうございました。引き続き、本市の健康福祉施策へのご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上を持ちまして本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。